

8-4 動物・植物・生態系

8-4-1 動物

(1) 調査

1) 調査の基本的な手法

調査項目	調査の手法及び調査地域等
<p>・哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物の状況</p> <p>・重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>・注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p>	<p>文献調査；地域に生息する動物関連の文献、資料を収集し整理した。 なお、必要に応じて専門家へのヒアリングを行った。</p> <p>現地調査；</p> <p>哺乳類：任意確認(フィールドサイン法)、夜間撮影、捕獲調査</p> <p>鳥類(一般鳥類)：任意確認(夜間を含む)、ラインセンサス法、ポイントセンサス法</p> <p>鳥類(希少猛禽類)：定点観察法、営巣地調査</p> <p>爬虫類、両性類：任意確認(直接観察(鳴声、目視)法、捕獲、夜間を含む)</p> <p>昆虫類：任意採集(スウィーピング法、ビーティング法を含む)、ライトトラップ法、ベイトトラップ法</p> <p>魚類：任意採集(投網、タモ網、トラップ)</p> <p>底生動物：任意採集(タモ網)、コドラート法(サーバーネット)</p> <p>調査地域；対象事業実施区域及びその周囲の内、非常口(都市部)を対象に工事の実施又は鉄道施設(非常口(都市部))の存在に係る動物への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。なお、東京都区部は、市街化が高度に進展しており、本事業により改変の可能性がある範囲は既に人工的な改変を受けた区域であるため、間接的な影響についても軽減していることから調査地域に選定していない。</p> <p>調査地点；調査地域の内、自然環境の状況及び利用状況等を考慮し、動物相の現状を適切に把握することができる範囲に調査地点を設定した。調査範囲は、改変区域から概ね 600m の範囲とし、猛禽類は「猛禽類保護の進め方(環境庁)」に基づき設定した。なお、設定にあたっては専門家から意見を聴取した。</p> <p>調査期間；</p> <p>哺乳類：4季(春季、夏季、秋季、冬季)</p> <p>鳥類(一般鳥類)：5回(春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季)</p> <p>鳥類(希少猛禽類)：2営巣期(12月～8月、3日/月)、1非営巣期(9月～11月に1回、3日)</p> <p>爬虫類：3季(春季、夏季、秋季)</p> <p>両生類：4季(早春季、春季、夏季、秋季)</p> <p>昆虫類：3季(春季、夏季、秋季)</p> <p>魚類：4季(春季、夏季、秋季、冬季)</p> <p>底生動物：4季(春季、夏季、秋季、冬季)</p>

ア. 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

生息が確認された種の内、表 8-4-1-1 に示す基準に該当するものを重要な種として選定した。
 なお、重要な種の選定にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、選定した。

表 8-4-1-1(1) 重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

番号	文献及び法令名	区分
①	文化財保護法（昭和 25 年、法律第 214 号）	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年、法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
③	自然環境保全法（昭和 47 年、法律第 85 号）	○：指定の地域
④	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年）	○：指定湿地
⑤	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年）	○：自然遺産の登録基準に該当するもの
⑥	東京都における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年、東京都条例第 26 号）	希少：東京都希少野生動植物種
⑦	東京都文化財保護条例（昭和 51 年、東京都条例第 25 号） 町田市文化財保護条例（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）	都：都指定天然記念物 市町村：市町村指定天然記念物
⑧	環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物（平成 24 年、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
	環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類（平成 25 年、環境省）	
⑨	東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（2010 年版、東京都環境局）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 *：留意種
⑩	日本の地形レッドデータブック第 1 集（平成 12 年、小泉武栄・青木賢人）	○：動物、植物の生息地としての重要な地形
	日本の地形レッドデータブック第 2 集（平成 14 年、小泉武栄・青木賢人）	
⑪	神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号） 川崎市文化財保護条例（昭和 34 年、川崎市条例第 24 号）	県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物

表 8-4-1-1(2) 重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

番号	文献及び法令名	区分
⑫	神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006(平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館)	絶滅 野生絶滅 絶滅危惧 I 類 絶滅危惧 IA 類 絶滅危惧 IB 類 絶滅危惧 II 類 準絶滅危惧 減少種 希少種 要注意種 注目種 情報不足 情報不足 A 情報不足 B 不明種 絶滅のおそれのある地域個体群

注 1. 選定基準①、②は調査範囲に神奈川県が含まれる調査地域のみ適用する。

イ. 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

文献調査により、注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息及び生息環境の状況に関し、表 8-4-1-1 に示す基準に該当するものを調査した。

2) 調査結果

哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物について現地調査の結果を以下に示す。なお、確認地点における改変の可能性がある範囲からの位置関係は、表 8-4-1-2 に基づいて整理した。

表 8-4-1-2 改変区域と確認位置の距離に関する定義

用語		定義
範囲内	改変の可能性がある範囲	計画施設及び工事施工ヤードが設置され、改変される可能性がある範囲
範囲外	改変の可能性がある範囲の近傍	改変の可能性がある範囲外でかつ、改変の可能性がある範囲の周辺250m未満
	相当離れた地域	改変の可能性がある範囲外でかつ、改変の可能性がある範囲の周辺250m以上

ア. 動物相の現状

現地調査による確認種数は、哺乳類が 6 目 10 科 13 種、鳥類が 15 目 35 科 80 種、爬虫類が 2 目 5 科 8 種、両生類が 2 目 5 科 7 種、昆虫類が 15 目 169 科 643 種、魚類が 3 目 5 科 12 種、底生動物が 24 目 66 科 133 種であった。

イ. 重要な種の状況

文献調査及び現地調査により確認された重要な種は、哺乳類が 3 目 4 科 4 種、鳥類が 16 目 36 科 84 種、爬虫類が 2 目 7 科 12 種、両生類が 2 目 4 科 7 種、昆虫類が 7 目 46 科 84 種、魚類が 5 目 7 科 11 種、底生動物が 2 目 4 科 4 種であった。

7) 哺乳類

文献調査及び現地調査により確認された重要な哺乳類とその選定基準を表 8-4-1-3 に、現地で確認された重要な哺乳類の確認地点を表 8-4-1-4 に示す。

表 8-4-1-3 重要な哺乳類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ	○								NT		Ⅱ類
2	サル	オナガザル	ホンドザル		○							NT		
3	ネズミ	リス	ニッコウムササビ	○	○							*		
4		ネズミ	ホンシュウカヤネズミ	○	○							VU		準絶
計	3 目	4 科	4 種	3 種	3 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	4 種	0 種	2 種	

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「種の多様性（動植物分布調査）対象種一覧」（平成 10 年、環境庁）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。

「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物種

⑦「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」（平成 24 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種

【留意種とした理由】

*：地域全体として絶滅のおそれはないが、一部地域で孤立化が進み、消失するおそれがあるため。

⑩「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、川崎市条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、ⅠA類：絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類：絶滅危惧ⅠB類、

Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑫は調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-4 現地調査で確認された重要な種の確認位置

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		
				改変の 可能性 がある 範囲	改変の可能性が ある範囲外	
					改変の 可能性 がある 範囲の 近傍	相当 離れた 地域
哺乳類	1	ホンドザル	落葉広葉樹林		○	
	2	ニッコウムササビ	植林地、落葉広葉樹林			○
	3	ホンシュウカヤネズミ	草地（オギ群集）	○		

4) 鳥類

文献調査及び現地調査により確認された重要な鳥類とその選定基準を表 8-4-1-5 に、現地で確認された重要な鳥類の確認地点を表 8-4-1-6 に示す。

表 8-4-1-5(1) 重要な鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準									
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫		
											繁殖期	非繁殖期			
1	キジ	キジ	ウズラ	○						VU	CR			II類	
2			ヤマドリ	○							EN			II類	II類
3			キジ	○	○							NT			
4	カモ	カモ	オシドリ	○						DD	VU		希少	減少	
5	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	○	○						NT				
6	ハト	ハト	アオバト	○	○						NT		注目	注目	
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	○						NT	VU		II類		
8			ミゾゴイ	○						VU	EN		I類		
9			ササゴイ	○							VU		II類		
10			ダイサギ	○	○							NT			
11			チュウサギ	○							NT	NT			
12			コサギ	○	○							NT			
13	ツル	クイナ	クイナ	○							NT			II類	
14			ヒクイナ	○						NT	EN		I類		
15			バン	○	○							VU			
16			オオバン	○	○							VU			
17	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	○	○						NT				
18			ツツドリ	○								NT			

表 8-4-1-5(2) 重要な鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準											
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫				
													繁殖期	非繁殖期			
19	カッコウ	カッコウ	カッコウ	○								NT		II類			
20	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○							NT	CR		II類			
21	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ	○								NT		減少			
22	チドリ	チドリ	タゲリ	○								VU			II類		
23			イカルチドリ	○									VU		準絶	注目	
24			コチドリ	○									VU		注目		
25		シギ	ヤマシギ	○									VU			希少	
26			タシギ	○									VU			注目	
27			クサシギ	○									VU			準絶	
28			キアシシギ	○									VU			II類	
29			イソシギ	○	○								VU		希少	注目	
30			ハマシギ	○									NT	VU		II類	
31		タマシギ	タマシギ	○								VU	EN		I類	希少	
32		タカ	ミサゴ	ミサゴ		○							NT	EN			
33	タカ		ハチクマ	○	○							NT	CR		I類		
34			トビ	○	○								NT				
35			ツミ	○	○								VU		II類	希少	
36			ハイタカ	○	○								NT	VU		不足	希少
37			オオタカ	○	○		○						NT	VU		II類	希少
38			サシバ	○	○								VU	CR		I類	
39			ノスリ	○	○									VU		II類	希少
40	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○									CR		I類	希少	
41			フクロウ	○	○									EN		準絶	
42			アオバズク	○										EN		II類	
43	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	○									CR		II類		
44			カワセミ	○	○									NT			
45			ヤマセミ	○										VU		希少	
46		ブッポウソウ	ブッポウソウ	○									EN	CR		I類	
47	キツツキ	キツツキ	アカゲラ	○	○									NT			
48			アオゲラ	○	○										NT		
49	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	○	○									VU			
50			コチョウゲンボウ	○											DD		

表 8-4-1-5(3) 重要な鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準										
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫			
													繁殖期	非繁殖期		
51	ハヤブサ	ハヤブサ	チゴハヤブサ	○	○							DD				
52			ハヤブサ	○	○		○				VU	VU		I類	希少	
53	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○							VU	CR		II類		
54		カササギヒタキ	サンコウチョウ	○	○							VU		II類		
55		モズ	チゴモズ	○							CR	CR				
56			モズ	○	○							NT		減少		
57			アカモズ	○							EN	CR		I類		
58		キクイタダキ	キクイタダキ	○	○								NT		希少	
59		ヒバリ	ヒバリ	○	○								VU		減少	
60		ツバメ	ツバメ		○										減少	
61			コシアカツバメ	○									NT		減少	
62		ウグイス	ウグイス	○	○								NT			
63			ヤブサメ	○									VU		準絶	
64		ムシクイ	メボソムシクイ		○										II類	
65			センダイムシクイ	○	○								VU		準絶	
66		ヨシキリ	オオヨシキリ	○									VU		II類	
67		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	○	○								EN		準絶	
68		ミソサザイ	ミソサザイ	○									NT			
69		カワガラス	カワガラス	○									VU		減少	減少
70		ヒタキ	トラツグミ	○									VU		減少	
71			クロツグミ	○									NT		II類	
72			コサメビタキ	○	○								VU		I類	
73	オオルリ		○	○									NT		準絶	
74	イワヒバリ	カヤクグリ	○									NT				
75	セキレイ	キセキレイ		○										減少		
76		セグロセキレイ	○	○								NT		減少		
77	アトリ	カワラヒワ		○										減少		
78		ベニマシコ	○	○								NT				
79		イスカ	○									NT				
80		ウソ	○	○									NT			

表 8-4-1-5(4) 重要な鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準									
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫		
													繁殖期	非繁殖期	
81	スズメ	アトリ	イカル	○	○							NT			
82		ホオジロ	ノジコ	○							NT			希少	
83			アオジ		○									II類	
84			クロジ	○	○							NT		I類	減少
計	16目	36科	84種	78種	43種	0種	2種	0種	0種	20種	78種	0種	51種	22種	

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本鳥類目録 改訂第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。

「町田市野生生物目録」(平成 11 年、町田市公園緑地課)

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年、東京都条例第 26 号)

希少：東京都希少野生動植物種

⑦「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年、東京都条例第 25 号)

「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年、町田市条例第 30 号)

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」(平成 24 年、環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種

⑩「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号)

「川崎市文化財保護条例」(昭和 34 年 8 月 3 日、川崎市条例第 24 号)

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館)

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I 類：絶滅危惧 I 類、IA 類：絶滅危惧 IA 類、IB 類：絶滅危惧 IB 類、

II 類：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑫は調査範囲の内、神奈川県が含まれる調査地域で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-6 現地調査で確認された重要な種の確認位置

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		
				改変の 可能性 がある 範囲	改変の可能性が ある範囲外	
					改変の 可能性 がある 範囲の 近傍	相当 離れた 地域
鳥類	1	キジ	耕作地、草地	○	○	○
	2	カイツブリ	河川、池			○
	3	アオバト	落葉広葉樹林			○
	4	ダイサギ	河川		○	○
	5	コサギ	河川		○	○
	6	バン	河川、池			○
	7	オオバン	河川、池			○
	8	ホトトギス	落葉広葉樹林		○	○
	9	イソシギ	河川			○
	10	ミサゴ	(生息環境は分布しない)			○
	11	ハチクマ	(生息環境は分布しない)			○
	12	トビ	市街地、落葉広葉樹林、耕作地	○	○	○
	13	ツミ	落葉広葉樹林	○	○	○
	14	ハイタカ	落葉広葉樹林	○	○	○
	15	オオタカ	落葉広葉樹林、耕作地	○	○	○
	16	サシバ	落葉広葉樹林、耕作地	○	○	○
	17	ノスリ	落葉広葉樹林、耕作地	○	○	○
	18	フクロウ	落葉広葉樹林	○		○
	19	カワセミ	河川	○	○	○
	20	アカゲラ	落葉広葉樹林	○	○	○
	21	アオゲラ	落葉広葉樹林		○	○
	22	チョウゲンボウ	耕作地	○	○	○
	23	チゴハヤブサ	(生息環境は分布しない)			○
	24	ハヤブサ	草地、耕作地		○	○
	25	サンコウチョウ	植林地		○	○
	26	モズ	耕作地、果樹園・桑園・茶畑、市街地	○	○	○
	27	キクイタダキ	落葉広葉樹林、植林地	○		○
	28	ヒバリ	耕作地			○
	29	ツバメ	市街地、耕作地	○	○	○
	30	ウグイス	落葉広葉樹林、竹林	○	○	○
	31	メボソムシクイ	落葉広葉樹林			○
	32	センダイムシクイ	落葉広葉樹林			○
	33	ゴジュウカラ	落葉広葉樹林			○
	34	コサメビタキ	落葉広葉樹林			○
	35	オオルリ	落葉広葉樹林			○
	36	キセキレイ	河川		○	○
	37	セグロセキレイ	耕作地、市街地	○	○	○
	38	カワラヒワ	耕作地	○	○	○
	39	ベニマシコ	耕作地			○
	40	ウソ	落葉広葉樹林		○	○
	41	イカル	落葉広葉樹林			○
	42	アオジ	落葉広葉樹林	○	○	○
	43	クロジ	落葉広葉樹林			○

ウ) 爬虫類

文献調査及び現地調査により確認された重要な爬虫類とその選定基準を表 8-4-1-7 に、現地で確認された重要な爬虫類の確認地点を表 8-4-1-8 に示す。

表 8-4-1-7 重要な爬虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫
1	カメ	イシガメ	クサガメ	○							DD		
2		スッポン	ニホンスッポン		○					DD	CR + EN		
3	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ	○	○						*		
4		トカゲ	ヒガシニホントカゲ	○	○						VU		要注
5		カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○						NT		
6		ナミヘビ	アオダイショウ	○	○						NT		要注
7			シマヘビ	○	○						NT		要注
8			ジムグリ	○							VU		
9			ヒバカリ	○	○						NT		準絶
10			シロマダラ	○							VU		
11			ヤマカガシ	○	○						VU		要注
12			クサリヘビ	ニホンマムシ	○							CR + EN	
計	2 目	7 科	12 種	11 種	8 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	12 種	0 種	6 種

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名」(平成 24 年、日本爬虫両棲類学会)に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。

「町田市野生生物目録」(平成 11 年、町田市公園緑地課)

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年、東京都条例第 26 号)

希少：東京都希少野生動植物種

⑦「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年、東京都条例第 25 号)

「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年、町田市条例第 30 号)

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」(平成 24 年、環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種

【留意種とした理由】

*：急速に都市化が進んでおり、すみかとなる古い家屋等に変化が生じる等、本種の生息環境が悪化する可能性があるため

⑩「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号)

「川崎市文化財保護条例」(昭和34年8月3日、川崎市条例第24号)

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(平成18年、神奈川県立生命の星・地球博物館)

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I類：絶滅危惧I類、IA類：絶滅危惧IA類、IB類：絶滅危惧IB類、

II類：絶滅危惧II類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報A：情報不足A、情報B：情報不足B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注5. 選定基準⑪、⑫は調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-8 現地調査で確認された重要な種の確認位置

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		
				変更の 可能性 がある 範囲	変更の可能性が ある範囲外	
					変更の 可能性 がある 範囲の 近傍	相当 離れた 地域
爬虫類	1	ニホンスッポン	河川、池			○
	2	ニホンヤモリ	市街地、耕作地		○	○
	3	ヒガシニホントカゲ	落葉広葉樹林、耕作地、緑の多い住宅地		○	○
	4	ニホンカナヘビ	草地、耕作地、緑の多い住宅地		○	○
	5	アオダイショウ	落葉広葉樹林、耕作地、緑の多い住宅地		○	○
	6	シマヘビ	耕作地、草地、水田、緑の多い住宅地		○	○
	7	ヒバカリ	耕作地、水田、草地、緑の多い住宅地			○
	8	ヤマカガシ	水田、耕作地、落葉広葉樹林			○

I) 両生類

文献調査及び現地調査により確認された重要な両生類とその選定基準を表 8-4-1-9 に、現地で確認された重要な両生類の確認地点を表 8-4-1-10 に示す。

表 8-4-1-9 重要な両生類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ	○	○						NT	EN		I 類
2	無尾	アマガエル	ニホンアマガエル	○	○							VU		
3		アカガエル	ツチガエル	○	○							CR		要注
4			ニホンアカガエル	○	○							EN		II 類
5			ヤマアカガエル	○	○							EN		
6			トウキョウダルマガエル	○								NT	EN	II 類
7			アオガエル	シュレーゲルアオガエル	○	○							VU	
計	2 目	4 科	7 種	7 種	6 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	7 種	0 種	5 種	

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名」（平成 24 年、日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。

「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物種

⑦「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」（平成 24 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種

⑩「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、川崎市条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I 類：絶滅危惧 I 類、IA 類：絶滅危惧 IA 類、IB 類：絶滅危惧 IB 類、

II 類：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑫は調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-10 現地調査で確認された重要な種の確認位置

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		
				変更の 可能性 がある 範囲	変更の可能性が ある範囲外	
					変更の 可能性 がある 範囲の 近傍	相当 離れた 地域
両 生 類	1	アカハライモリ	水田、水路、水たまり		○	○
	2	ニホンアマガエル	水田、池、耕作地、草地、 落葉広葉樹林、植林地		○	○
	3	ツチガエル	水路、水辺			○
	4	ニホンアカガエル	水田、水路、池、落葉広葉 樹林、植林地			○
	5	ヤマアカガエル	水田、水路、池、落葉広葉 樹林、植林地		○	○
	6	シュレーゲルアオガエル	水田、水路、水辺		○	○

カ) 昆虫類

文献調査及び現地調査により確認された重要な昆虫類とその選定基準を表 8-4-1-11 に、現地で確認された重要な昆虫類の確認地点を表 8-4-1-12 に示す。

表 8-4-1-11(1) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫	
1	トンボ	イトトンボ	オオイトトンボ	○							EN		IA 類	
2			キイトトンボ	○							NT		IB 類	
3			モートンイトトンボ	○						NT	CR		IB 類	
4		モノサシトンボ	モノサシトンボ	○							DD		準絶	
5		アオイトトンボ	ホソミオツネン トンボ	○							NT			
6			オツネン トンボ	○							NT		II 類	
7		カワトンボ	ニホンカワトン ボ	○	○							VU		準絶
8		サナエトン ボ	ヤマサナエ	○	○							VU		要注
9			コサナエ	○								CR		IB 類
10		ヤンマ	コシボソヤンマ	○	○							VU		要注
11			カトリヤンマ	○								VU		準絶
12		エゾトンボ	コヤマトンボ		○							NT		準絶
13		トンボ	ハラビロトンボ	○								NT		要注
14			シオヤトンボ		○									要注
15			チョウトンボ	○								NT		IB 類

表 8-4-1-11(2) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫	
16	トンボ	トンボ	マイコアカネ	○							DD		不足	
17			ヒメアカネ	○	○							NT		要注
18	バッタ	ケラ	ケラ		○								要注	
19		コオロギ	クマコオロギ	○							DD			
20			ヒメコオロギ	○							DD			
21			ヤチスズ	○	○							DD		
22			タンボコオロギ	○								DD		
23		マツムシ	マツムシ	○							CR		要注	
24		クマスズムシ	クマスズムシ		○						DD			
25		キリギリス	クツワムシ	○							CR		要注	
26			カヤキリ	○							CR			
27			オナガササキリ		○									要注
28		バッタ	クルマバッタ	○	○						CR			
29			ショウリョウバッタモドキ	○	○						VU		要注	
30			イナゴモドキ	○							CR		準絶	
31		カメムシ	セミ	ハルゼミ	○						EN		要注	
32	イトアメンボ		イトアメンボ	○						VU		IA類		
33	タイコウチ		タイコウチ	○							VU			
34	ミズムシ		ミゾナシミズムシ	○							NT			
35	ハナカメムシ		ズイムシハナカメムシ	○							NT		II類	
36	コウチュウ	ハンミョウ	エリザハンミョウ	○							NT			
37			ニワハンミョウ	○								NT		
38		オサムシ	ヒラタマルゴミムシ	○							DD			
39			アシミヅヒメヒラタゴミムシ	○							VU			
40			キアシマルガタゴミムシ	○							VU			
41			アカガネアオゴミムシ	○							NT		準絶	
42			コアトワアオゴミムシ	○							DD		準絶	
43			ムナビロアオゴミムシ	○							NT			
44			ツヤキベリアオゴミムシ	○							VU			
45			ニセトックリゴミムシ	○							NT			
46		ホソクビゴミムシ	ミイデラゴミムシ	○	○						*1			
47		ゲンゴロウ	マルチビゲンゴロウ	○							NT		絶滅	

表 8-4-1-11(3) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑪	⑫	
48	コウチュウ	ゲンゴロウ	コシマチビゲンゴロウ	○						VU			不明	
49		ガムシ	シジミガムシ	○						EN				
50			コガムシ	○	○					DD	NT		準絶	
51		ハネカクシ	チャムネハラホソハネカクシ	○							NT			
52			クシヒゲハネカクシ	○							NT			
53		クワガタムシ	ミヤマクワガタ	○							NT		要注	
54		コガネムシ	マエカドコエンマコガネ	○							DD			
55			ヒゲコガネ	○							VU		II類	
56			ハンノヒメコガネ	○							DD			
57			ヒメトラハナムグリ	○							NT			
58			ハナムグリ	○							DD			
59		タマムシ	ウバタマムシ	○							NT		準絶	
60		コメツキムシ	ウバタマコメツキ	○							NT		準絶	
61		ホタル	ヘイケボタル	○							NT		準絶	
62		カミキリムシ	ツヤケシハナカミキリ	○							NT			
63			フタコブルリハナカミキリ	○							NT			
64			ミドリカミキリ	○							NT		準絶	
65			クロトラカミキリ	○							VU		II類	
66			シロスジカミキリ	○							NT		要注	
67		ゾウムシ	オオアオゾウムシ	○							DD			
68		ハチ	コンボウハバチ	ホシアシブトハバチ	○						DD			
69			セイボウ	オオセイボウ本土亜種	○						DD			
70			アリ	トゲアリ	○	○					VU			
71			スズメバチ	ヤマトアシナガバチ	○						DD	DD		II類
72				モンズズメバチ	○	○					DD			
73			コシブトハナバチ	ルリモンハナバチ	○						DD			
74		ミツバチ	クロマルハナバチ	○						NT	DD			
75	ハエ	ガガンボ	ミカドガガンボ	○							*2			
76		ムシヒキアブ	オオイシアブ	○	○						*3			
77		ハナアブ	クロベッコウハナアブ	○							*4			
78	チョウ	セセリチョウ	ホソバセセリ	○							*5		II類	

表 8-4-1-11(4) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準									
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
79	チョウ	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	○							VU	CR + EN		IB 類	
80			ヒョウモンチョウ本州中部亜種	○							VU				
81			オオムラサキ	○							NT				準絶
82		ジャノメチョウ	ウラナミジャノメ本土亜種	○							VU				絶滅
83		スズメガ	スキバホウジャク	○							VU				
84		ヤガ	コシロシタバ	○							NT				
計	7 目	46 科	84 種	79 種	17 種	0 種	0 種	0 種	0 種	22 種	64 種	0 種	43 種		

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（平成 7 年、環境庁）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。

「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物種

⑦「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」（平成 24 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種

【留意種とした理由】

*1：草地環境を指標する種であること、また幼虫はケラの卵塊を食して成長するという特殊な生態を有するため。

*2：幼虫は細流の砂地中に生息することから、里山的な環境を指標する種であり、なおかつ大型種で確認が容易であるため。

*3：成虫、幼虫ともに捕食性であり、幼虫は朽木に生息し、成虫も樹林環境周辺に見られることから、良好な樹林環境を指標する種で、環境指標性が高いため。

*4：本種の幼虫はクロスズメバチ類の巣に寄生することから、クロスズメバチ類が生息している良好な樹林環境の指標となるため。

*5：疎林草原の減少により、絶滅危惧種になる可能性があるため。

⑩「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、川崎市条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑪「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類、ⅠA類：絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類：絶滅危惧ⅠB類、

Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、

地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑪は調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-12 現地調査で確認された重要な種の確認位置

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		
				改変の 可能性 がある 範囲	改変の可能性が ある範囲外	
					改変の 可能性 がある 範囲の 近傍	相当 離れた 地域
昆虫類	1	ニホンカワトンボ	水田、小河川			○
	2	ヤマサナエ	水田、小河川			○
	3	コシボソヤンマ	小河川			○
	4	コヤマトンボ	小河川			○
	5	シオヤトンボ	湿性地			○
	6	ヒメアカネ	水田、小河川			○
	7	ケラ	耕作地			○
	8	ヤチスズ	耕作地、草地			○
	9	クマスズムシ	落葉広葉樹		○	
	10	オナガササキリ	草地、耕作地			○
	11	クルマバッタ	耕作地、草地			○
	12	ショウリョウバッタモドキ	耕作地、草地		○	○
	13	ミイデラゴミムシ	耕作地			○
	14	コガムシ	小河川			○
	15	トゲアリ	落葉広葉樹林		○	○
	16	モンスズメバチ	落葉広葉樹林			○
	17	オオイシアブ	落葉広葉樹林		○	

か) 魚類

文献調査及び現地調査により確認された重要な魚類とその選定基準を表 8-4-1-13 に、現地で確認された重要な魚類の確認地点を表 8-4-1-14 に示す。

表 8-4-1-13 重要な魚類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準								
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	○						VU	EN		IB 類	
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○						EN	VU			
3	コイ	コイ	キンブナ	○						VU	VU		IB 類	
4			アブラハヤ	○	○						NT		準絶	
5			カマツカ	○							NT		準絶	
6		ドジョウ	ドジョウ	○	○						DD			
7			シマドジョウ	○							VU		準絶	
8			ホトケドジョウ	○	○						EN	VU		IB 類
9			ナマズ	ギギ	ギバチ	○						VU	VU	
10		ナマズ	ナマズ	○							*1		注目	
11	ダツ	メダカ	メダカ南日本集団	○	○						VU	CR + EN		IA 類
計	5 目	7 科	11 種	11 種	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	7 種	10 種	0 種	9 種	

注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注 2. 分類、配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査 最新版 平成 24 年度版生物リスト」（平成 24 年、リバーフロント研究所）に準拠した。

注 3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。
「町田市野生生物目録」（平成 11 年、町田市公園緑地課）

注 4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年、東京都条例第 26 号）

希少：東京都希少野生動植物種

⑦「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年、東京都条例第 25 号）

「町田市文化財保護条例」（昭和 52 年、町田市条例第 30 号）

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第 4 次レッドリスト 汽水・淡水魚類」（平成 25 年、環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010 年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種

【留意種とした理由】

*1：現状では絶滅のおそれは少ないが、産卵場所及び仔稚魚の生育場所となる環境が減少しており、今後の動向に留意する必要があるため。

⑩「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）

「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年 8 月 3 日、川崎市条例第 24 号）

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

⑫「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）

絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I 類：絶滅危惧 I 類、IA 類：絶滅危惧 I A 類、IB 類：絶滅危惧 I B 類、

Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
 注目：注目種、情報不：情報不足、情報A：情報不足A、情報B：情報不足B、不明：不明種、
 地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注5. 選定基準⑩、⑫は調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-14 現地調査で確認された重要な種の確認位置

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		
				変更の 可能性 がある 範囲	変更の可能性が ある範囲外	
					変更の 可能性 がある 範囲の 近傍	相当 離れた 地域
魚類	1	アブラハヤ	小河川			○
	2	ドジョウ	小河川		○	○
	3	ホトケドジョウ	小河川			○
	4	メダカ南日本集団	小河川		○	○

キ) 底生動物

文献調査及び現地調査により確認された重要な底生動物とその選定基準を表 8-4-1-15 に、
 現地で確認された重要な底生動物の確認地点を表 8-4-1-16 に示す。

表 8-4-1-15 重要な底生動物確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑫
1	基眼	モノアラガイ	モノアラガイ		○						NT		
2	エビ	テナガエビ	スジエビ		○						*1		
3		サワガニ	サワガニ		○						*2		
4		モクズガニ	モクズガニ		○						*3		
計	2目	4科	4種	0種	4種	0種	0種	0種	0種	1種	3種	0種	0種

注1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。なお、文献調査では市単位の分布情報を整理した。

注2. 分類、配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査 最新版 平成24年度版生物リスト」(平成24年、リバーフロント研究所)に準拠した。

注3. 整理対象とした文献は以下のとおりである。
 「町田市野生生物目録」(平成11年、町田市公園緑地課)

注4. 重要種の選定基準は、以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種

⑥「東京都における自然の保護と回復に関する条例」(平成12年、東京都条例第26号)

希少：東京都希少野生動植物種

⑦「東京都文化財保護条例」(昭和51年、東京都条例第25号)

「町田市文化財保護条例」(昭和52年、町田市条例第30号)

都：都指定天然記念物、市町村：市町村指定天然記念物

⑧「環境省第4次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」(平成24年、環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

- ⑨「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～」(2010年版、東京都環境局)：南多摩地域区分における指定種
 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種

【留意種とした理由】

- *1：典型的な「中流域に生息するエビ」で、緩やかな流れに水草が育つ良好な河川の指標となるため。
- *2：清流に生息するカニであるが、低地では生息環境が失われた地域が多く、山間部では樹木の伐採、倒木の放置等により良好な生息地が狭められつつあるため。
- *3：河川の中流域で生活し、産卵のために降海する両側回遊種であり、稚ガニは海から遡上するために河口域の汚染の指標となる。また、生態的に競合する特定外来生物、チュウゴクモクズガニ（シャンハイガニ）の動向とともに個体数の増減に留意する必要があるため。

- ⑩「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号)
 「川崎市文化財保護条例」(昭和 34 年 8 月 3 日、川崎市条例第 24 号)

県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

- ⑪「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館)
 絶滅：絶滅、野絶：野生絶滅、I 類：絶滅危惧 I 類、IA 類：絶滅危惧 IA 類、IB 類：絶滅危惧 IB 類、
 II 類：絶滅危惧 II 類、準絶：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
 注目：注目種、情報不：情報不足、情報 A：情報不足 A、情報 B：情報不足 B、不明：不明種、
 地域：絶滅のおそれのある地域個体群

注 5. 選定基準⑩、⑪は調査範囲の内、神奈川県で確認された種のみ適用する。

表 8-4-1-16 現地調査で確認された重要な種の確認位置

分類	番号	種名	確認種の生息環境	確認位置		
				変更の可能性 がある 範囲	変更の可能性が ある範囲外	
					変更の 可能性 がある 範囲の 近傍	相当 離れた 地域
底生動物	1	モノアラガイ	小河川			○
	2	スジエビ	小河川			○
	3	サワガニ	小河川			○
	4	モクズガニ	小河川			○

ウ. 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である底生動物の生息の状況及び生息環境の状況

調査の結果、注目すべき生息地は確認されなかった。

(2) 予測及び評価

1) 予測

ア. 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・ 工事の実施及び鉄道施設の存在に係る重要な種への影響	予測手法；既存の知見の引用又は解析により、重要な種及び地域個体群への影響の種類、影響の箇所、影響の程度について予測した。 予測地域；工事の実施又は鉄道施設の存在に係る重要な種への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。 予測対象時期；工事中及び鉄道施設の完成時とした。

イ. 影響予測の手順

影響予測は図 8-4-1-1 に示す手順に基づき行った。

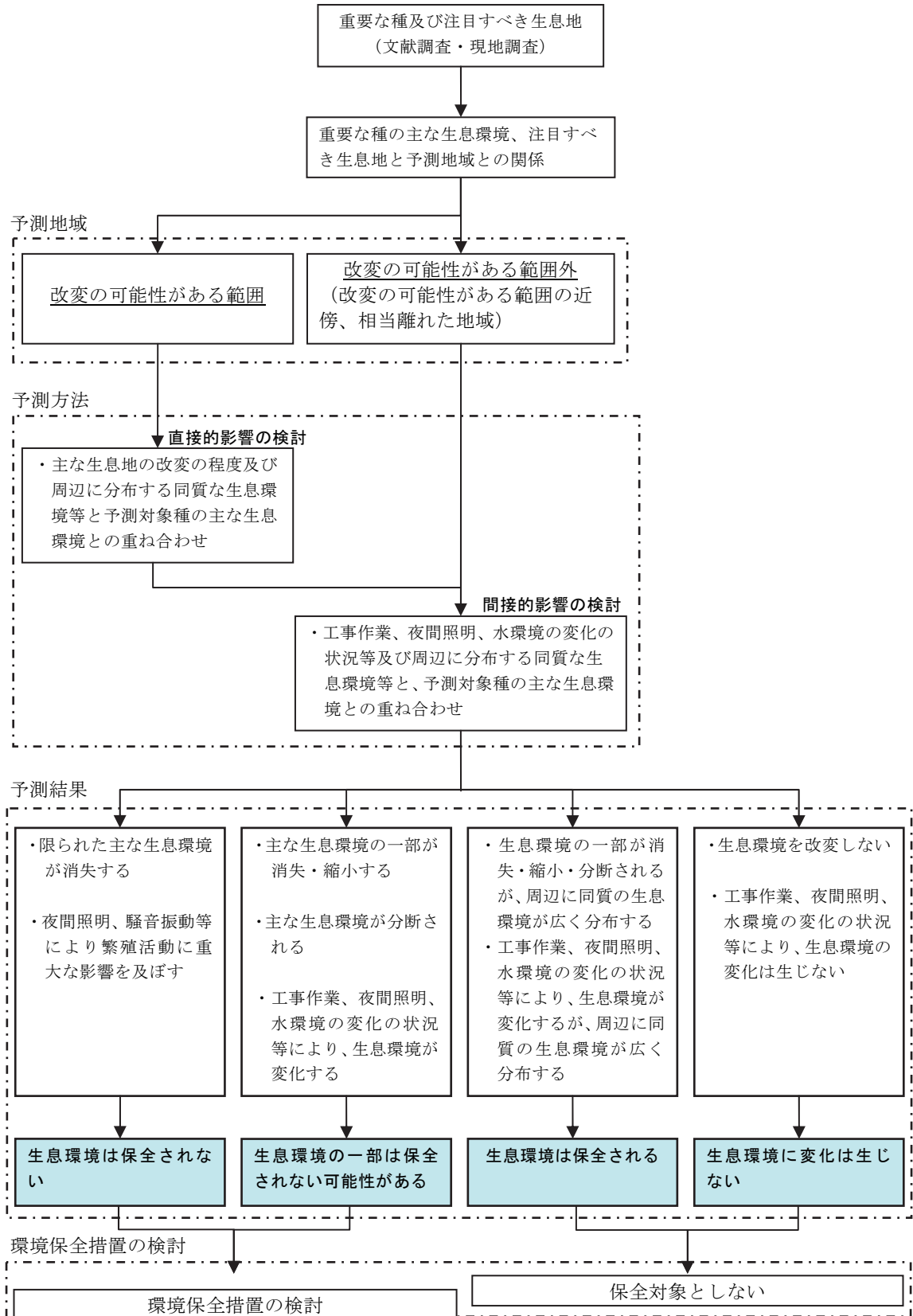


図 8-4-1-1 影響予測の手順

ウ. 予測結果

現地調査により確認されている重要な種は、工事の実施及び鉄道施設の存在によりその生息地及び生息環境が改変される程度について予測した。なお、文献調査により改変区域周辺に生息するとされている重要な種の内、現地調査で確認されなかった種は、対象事業の実施によりその種の生息環境が改変される程度を予測した。なお、魚類や底生動物等の移動範囲に関する知見は限られているが、個別の種ごとの一般生態、確認地点の生息環境を踏まえて、予測評価を実施した。

7) 現地調査で確認された重要な種に対する予測結果

現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要は表 8-4-1-17 に示すとおりである。

表 8-4-1-17(1) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	確認種の生息環境	確認位置		生息環境への影響
				改変の可能性 がある 範囲	改変の 可能性 がある 範囲外	
哺乳類	1	ホンドザル	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	2	ニッコウムササビ	植林地、落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	3	ホンシユウカヤネズミ	草地（オギ群集）	○		生息環境の一部は保全されない可能性がある
鳥類	1	キジ	耕作地、草地	○	○	生息環境は保全される
	2	カイツブリ	河川、池		○	生息環境に変化は生じない
	3	アオバト	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	4	ダイサギ	河川		○	生息環境に変化は生じない
	5	コサギ	河川		○	生息環境に変化は生じない
	6	バン	河川、池		○	生息環境に変化は生じない
	7	オオバン	河川、池		○	生息環境に変化は生じない
	8	ホトトギス	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	9	イソシギ	河川		○	生息環境に変化は生じない
	10	ミサゴ	(生息環境は分布しない)		○	生息環境に変化は生じない
	11	ハチクマ	(生息環境は分布しない)		○	生息環境に変化は生じない
	12	トビ	市街地、落葉広葉樹林、耕作地	○	○	生息環境は保全される
	13	ツミ	落葉広葉樹林	○	○	生息環境は保全される
	14	ハイタカ	落葉広葉樹林	○	○	生息環境は保全される

表 8-4-1-17(2) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		生息環境への影響
				変更の 可能性 がある 範囲	変更の 可能性 がある 範囲外	
鳥類	15	オオタカ	落葉広葉樹林、耕作地	○	○	生息環境は保全される
	16	サシバ	落葉広葉樹林、耕作地	○	○	生息環境は保全される
	17	ノスリ	落葉広葉樹林、耕作地	○	○	生息環境は保全される
	18	フクロウ	落葉広葉樹林	○	○	生息環境は保全される
	19	カワセミ	河川	○	○	生息環境に変化は生じない
	20	アカゲラ	落葉広葉樹林	○	○	生息環境は保全される
	21	アオゲラ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	22	チョウゲンボウ	耕作地	○	○	生息環境は保全される
	23	チゴハヤブサ	(生息環境は分布しない)		○	生息環境に変化は生じない
	24	ハヤブサ	草地、耕作地		○	生息環境は保全される
	25	サンコウチョウ	植林地		○	生息環境に変化は生じない
	26	モズ	耕作地、果樹園・桑園・茶畑、市街地	○	○	生息環境は保全される
	27	キクイタダキ	落葉広葉樹林、植林地	○	○	生息環境は保全される
	28	ヒバリ	耕作地		○	生息環境は保全される
	29	ツバメ	市街地、耕作地	○	○	生息環境は保全される
	30	ウグイス	落葉広葉樹林、竹林	○	○	生息環境は保全される
	31	メボソムシクイ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	32	センダイムシクイ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	33	ゴジュウカラ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	34	コサメビタキ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
35	オオルリ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される	
36	キセキレイ	河川		○	生息環境に変化は生じない	
37	セグロセキレイ	耕作地、市街地	○	○	生息環境は保全される	

表 8-4-1-17(3) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		生息環境への影響
				変更の 可能性 がある 範囲	変更の 可能性 がある 範囲外	
鳥類	38	カワラヒワ	耕作地	○	○	生息環境は保全される
	39	ベニマシコ	耕作地		○	生息環境は保全される
	40	ウソ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	41	イカル	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	42	アオジ	落葉広葉樹林	○	○	生息環境は保全される
	43	クロジ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
爬虫類	1	ニホンスッポン	河川、池		○	生息環境に変化は生じない
	2	ニホンヤモリ	市街地、耕作地		○	生息環境は保全される
	3	ヒガシニホントカゲ	落葉広葉樹林、耕作地、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	4	ニホンカナヘビ	草地、耕作地、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	5	アオダイショウ	落葉広葉樹林、耕作地、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	6	シマヘビ	耕作地、草地、水田、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	7	ヒバカリ	耕作地、水田、草地、緑の多い住宅地		○	生息環境は保全される
	8	ヤマカガシ	水田、耕作地、落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
両生類	1	アカハライモリ	水田、水路、水たまり		○	生息環境に変化は生じない
	2	ニホンアマガエル	水田、池、耕作地、草地、落葉広葉樹林、植林地		○	生息環境は保全される
	3	ツチガエル	水路、水辺		○	生息環境に変化は生じない
	4	ニホンアカガエル	水田、水路、池、落葉広葉樹林、植林地		○	生息環境は保全される
	5	ヤマアカガエル	水田、水路、池、落葉広葉樹林、植林地		○	生息環境は保全される
	6	シュレーゲルアオガエル	水田、水路、水辺		○	生息環境に変化は生じない
昆虫類	1	ニホンカワトンボ	水田、小河川		○	生息環境に変化は生じない
	2	ヤマサナエ	水田、小河川		○	生息環境に変化は生じない
	3	コシボソヤンマ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
	4	コヤマトンボ	小河川		○	生息環境に変化は生じない

表 8-4-1-17(4) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	確認種の 生息環境	確認位置		生息環境への影響
				改変の 可能性 がある 範囲	改変の 可能性 がある 範囲外	
昆虫類	5	シオヤトンボ	湿性地		○	生息環境に変化は生じない
	6	ヒメアカネ	水田、小河川		○	生息環境に変化は生じない
	7	ケラ	耕作地		○	生息環境は保全される
	8	ヤチスズ	耕作地、草地		○	生息環境は保全される
	9	クマスズムシ	落葉広葉樹		○	生息環境は保全される
	10	オナガササキリ	草地、耕作地		○	生息環境は保全される
	11	クルマバッタ	耕作地、草地		○	生息環境は保全される
	12	ショウリョウバッ タモドキ	耕作地、草地		○	生息環境は保全される
	13	ミイデラゴミムシ	耕作地		○	生息環境は保全される
	14	コガムシ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
	15	トゲアリ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
	16	モンズズメバチ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される
17	オオイシアブ	落葉広葉樹林		○	生息環境は保全される	
魚類	1	アブラハヤ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
	2	ドジョウ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
	3	ホトケドジョウ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
	4	メダカ南日本集団	小河川		○	生息環境に変化は生じない
底生動物	1	モノアラガイ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
	2	スジエビ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
	3	サワガニ	小河川		○	生息環境に変化は生じない
	4	モクズガニ	小河川		○	生息環境に変化は生じない

1) 文献調査でのみ確認された重要な種に対する予測結果

文献調査により改変区域周辺に生息する可能性が高いと考えられる重要な種の内、現地調査では確認されなかった重要な種は、哺乳類 1 種、鳥類 41 種、爬虫類 4 種、両生類 1 種、昆虫類 67 種、魚類 7 種、底生動物 0 種であった。

a) 哺乳類

予測対象種は、ヒナコウモリの 1 種である。

ヒナコウモリは、山地や里地・里山の樹林などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。

したがって、事業の実施による影響の程度はわずかであり、重要な哺乳類の生息環境は保全されると予測される。

b) 鳥類

予測対象種は、ウズラ、ヤマドリ、オシドリ、ヨシゴイ、ミゾゴイ、ササゴイ、チュウサギ、クイナ、ヒクイナ、ツツドリ、カッコウ、ヨタカ、ヒメアマツバメ、タゲリ、イカルチドリ、コチドリ、ヤマシギ、タシギ、クサシギ、キアシシギ、ハマシギ、タマシギ、オオコノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、ブッポウソウ、コチョウゲンボウ、サンショウクイ、チゴモズ、アカモズ、コシアカツバメ、ヤブサメ、オオヨシキリ、ミソサザイ、カワガラス、トラツグミ、クロツグミ、カヤクグリ、イスカ、ノジコの 41 種である。

これらのうち、ヤマドリ、ミゾゴイ、ツツドリ、カッコウ、ヨタカ、オオコノハズク、アオバズク、アカショウビン、ブッポウソウ、サンショウクイ、ヤブサメ、ミソサザイ、トラツグミ、クロツグミ、カヤクグリ、イスカ、ノジコは、山地や里地・里山の樹林が主な生息環境である。ウズラ、コチョウゲンボウは、山地や里地・里山の草地が主な生息環境である。ヤマシギ、チゴモズ、アカモズは、山地や里地・里山の樹林や草地が主な生息環境である。オシドリ、ササゴイ、チュウサギ、クイナ、ヒクイナ、タシギ、クサシギ、タマシギ、ヤマセミ、カワガラスは、山地や里地・里山の湿地や水域が主な生息環境である。キアシシギ、ハマシギ、オオヨシキリは、里地・里山や低地・平地の湿地や水域が主な生息環境である。ヒメアマツバメ、コシアカツバメは、山地や里地・里山の草地や住宅地が主な生息環境である。タゲリは、山地や里地・里山の草地や湿地が主な生息環境である。イカルチドリ、コチドリは、山地や里地・里山の礫河原などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。

したがって、事業の実施による影響の程度はわずかであり、重要な鳥類の生息環境は保全されると予測される。

c) 爬虫類

予測対象種は、クサガメ、ジムグリ、シロマダラ、ニホンマムシの4種である。

これらのうち、シロマダラ、ニホンマムシは、山地や里地・里山の樹林が主な生息環境である。ジムグリは、山地や里地・里山の樹林や草地が主な生息環境である。クサガメは、里地・里山の水域などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。

したがって、事業の実施による影響の程度はわずかであり、重要な爬虫類の生息環境は保全されると予測される。

d) 両生類

予測対象種は、トウキョウダルマガエルの1種である。

トウキョウダルマガエルは、里地・里山の湿地や水域などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。

したがって、事業の実施による影響の程度はわずかであり、重要な両生類の生息環境は保全されると予測される。

e) 昆虫類

予測対象種は、オオイトトンボ、キイトトンボ、モートンイトトンボ、モノサシトンボ、ホソミオツネトンボ、オツネトンボ、コサナエ、カトリヤンマ、ハラビロトンボ、チョウトンボ、マイコアカネ、クマコオロギ、ヒメコオロギ、タンボコオロギ、マツムシ、クツワムシ、カヤキリ、イナゴモドキ、ハルゼミ、イトアメンボ、タイコウチ、ミゾナシミズムシ、ズイムシハナカメムシ、エリザハンミョウ、ニワハンミョウ、ヒラタマルゴミムシ、アシミゾヒメヒラタゴミムシ、キアシマルガタゴミムシ、アカガネアオゴミムシ、コアトワアオゴミムシ、ムナビロアオゴミムシ、ツヤキベリアオゴミムシ、ニセトックリゴミムシ、マルチビゲンゴロウ、コシマチビゲンゴロウ、シジミガムシ、チャムネハラホソハネカクシ、クシヒゲハネカクシ、ミヤマクワガタ、マエカドコエンマコガネ、ヒゲコガネ、ハンノヒメコガネ、ヒメトラハナムグリ、ハナムグリ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキ、ヘイケボタル、ツヤケシハナカミキリ、フタコブルリハナカミキリ、ミドリカミキリ、クロトラカミキリ、シロスジカミキリ、オオアオゾウムシ、ホシアシブトハバチ、オオセイボウ本土亜種、ヤマトアシナガバチ、ルリモンハナバチ、クロマルハナバチ、ミカドガガンボ、クロベッコウハナアブ、ホソバセセリ、ウラギンスジヒョウモン、ヒョウモンチョウ本州中部亜種、オオムラサキ、ウラナミジャノメ本土亜種、スキバホウジャク、コシロシタバの67種である。

これらのうち、ハルゼミ、クシヒゲハネカクシ、ミヤマクワガタ、ヒメトラハナムグリ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキ、ツヤケシハナカミキリ、フタコブルリハナカミキリ、ミドリカミキリ、クロトラカミキリ、シロスジカミキリ、ミカドガガンボ、クロベッコウハナアブ、オオムラサキ、コシロシタバは、里地・里山の樹林が主な生息環境である。クマコオロギ、ヒメコオロ

ギ、マツムシ、カヤキリ、イナゴモドキ、ズイムシハナカメムシ、ニワハンミョウ、アカガネアオゴミムシ、コアトワアオゴミムシ、ハナムグリ、ウラギンスジヒョウモン、ヒョウモンチョウ本州中部亜種、ウラナミジャノメ本土亜種、スキバホウジャクは、里地・里山の草地が主な生息環境である。クツワムシ、ヒラタマルゴミムシ、マエカドコエンマコガネ、ホシアシブトハバチ、オオセイボウ本土亜種、ヤマトアシナガバチ、ルリモンハナバチ、クロマルハナバチ、ホソバセセリは、里地・里山の樹林や草地が主な生息環境である。タンボコオロギ、イトアメンボ、アシミゾヒメヒラタゴミムシ、ムナビロアオゴミムシ、ツヤキベリアオゴミムシ、ニセトックリゴミムシ、チャムネハラホソハネカクシ、ヘイケボタルは、里地・里山の湿地が主な生息環境である。ミゾナシミズムシ、コシマチビゲンゴロウは、里地・里山の水域が主な生息環境である。オオイトトンボ、キイトトンボ、モートンイトトンボ、モノサシトンボ、ホソミオツネイトンボ、オツネイトンボ、コサナエ、カトリヤンマ、ハラビロトンボ、チョウトンボ、マイコアカネ、タイコウチ、マルチビゲンゴロウ、シジミガムシは、里地・里山の湿地や水域が主な生息環境である。エリザハンミョウ、キアシマルガタゴミムシ、ヒゲコガネ、ハンノヒメコガネ、オオアオゾウムシは、里地・里山の河原などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。

したがって、事業の実施による影響の程度はわずかであり、重要な昆虫類の生息環境は保全されると予測される。

f) 魚類

予測対象種は、スナヤツメ類、ニホンウナギ、キンブナ、カマツカ、シマドジョウ、ギバチ、ナマズの7種である。

これらのうち、スナヤツメ類、ニホンウナギ、キンブナ、カマツカ、シマドジョウ、ギバチは、里地・里山の水域が主な生息環境である。ナマズは、里地・里山の湿地や水域などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。

したがって、事業の実施による影響の程度はわずかであり、重要な魚類の生息環境は保全されると予測される。

g) 底生動物

予測対象種はない。

2) 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、動物に係る環境影響を回避又は低減するため「資材運搬等の適切化」、「濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保」及び「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工所用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による動物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-4-1-18 に示す環境保全措置を実施する。

検討にあたっては、「工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。

表 8-4-1-18 環境保全措置

環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由
資材運搬等の適切化	保全対象種全般	適	運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地をできる限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置	河川を生息環境とする保全対象種全般	適	濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置により、濁水の発生が抑えられることで、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保	保全対象種全般	適	改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。
防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用	保全対象種全般	適	防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音、振動の発生が抑えられることで、鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
動物個体の類似環境への誘導	ホンシュウカヤネズミ	適	オギ群落の草刈りを一定方向に複数回に分けて行う等の工夫をし、影響範囲内に生息する個体を隣接する類似環境へ誘導することにより、重要な種の個体への影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。
工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする	ホンシュウカヤネズミ	適	工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより生息環境の改変をできるだけ小さくすることで、重要な種の生息地（オギ群集）が70%以上残置され、生息環境への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。

工事計画を検討するにあたり、重要な種の生息状況を踏まえ、専門家の助言等を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するため

の措置を講じていく。

また、工事排水の排出先となる河川においては、モニタリングを実施し、排水による影響を監視していく計画としている。

3) 事後調査

動物に係る影響について、予測の不確実性は小さいこと、また実施する環境保全措置について、効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、事後調査は実施しない。

4) 評価

ア. 評価の手法

評価項目	評価手法
・工事の実施及び鉄道施設の存在に係る重要な種への影響	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行った。

イ. 評価結果

ア) 回避又は低減に係る評価

計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。

一部の種は、生息環境の一部は保全されない可能性があるとして予測されたが、表 8-4-1-18 に示した環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避又は低減に努める。

今後の本事業における詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に配慮して行うこととし、本環境影響評価の段階において予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。

このことから、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。